BELS 評価書

申請者の連絡先

滋賀県守山市梅田町15番9号

申請者の氏名又は名称

※複数申請者の場合は、別紙に記載されます。

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄

下記の建築物に関して、BELS評価業務方法書に従って評価を行った結果について証します。 なお、評価結果については、提出を受けた図書にて評価したものであり、それ以降の計画の変更や時間経過 などによる変化がないことを保証するものではありません。



■一次エネルギー消費量基準

評価手法 (※2)	非住宅部分	対象外	住戸部分(共用除く)	非住宅・住宅計算方法 (性能基準) (平成28年基準)
BEI の値(削減率)(※3)	新築(改修後等)	0.50 (50%削減)	改修前	
単位面積当たりの 一次エネルギー消費量 (MJ/ ㎡·年)	設計値(その他除く)	358	設計値(その他含む)	554
	基準値(その他除く)	723	基準値(その他含む)	918

■外皮性能基準

 外皮性能
 非住宅部分
 一
 住戸部分
 適合 UA=0.59

- (※2) 平成 28 年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第1号)に基づく基準をいいます。
- (※3) 削減率とは、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量除く)の基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量除く)からの削減率をいいます。

特記事項

■「ZEB マーク」又は「ZEH マーク」、「ゼロエネ相当」、「ZEH-M マーク」に関する事項 『ZEH』 再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4) 25%削減 再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4) 103%削減

(※4) 設計・基準一次エネルギー消費量は、「その他一エネルギー消費量」を除きます。また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、 売電分も対象に含められます。住宅の場合、再生可能エネルギーは再生可能エネルギー等とし、太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆潮流によるエネル ギーをいいます。

評価書交付年月日	2023年9月1日
評価書交付番号	073-03-2023-00073
評価機関名	一般財団法人滋賀県建築住宅センターに記り
	評価員氏名 田中 倫子 医电点管
	V ₂ 22.10.02

評価結	果 (詳細)							
■設備毎の単位面積当たりの一次エネルギー消費量について(MJ/ ㎡·年)								
	設備項目	空気調和設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用 効率化設備	
非住宅部分	設計値							
(%5)	基準値							
	設備項目	冷房設備	暖房設備	換気設備	照明設備	給湯設備	エネルギー利用 効率化設備	
住戸部分	設計値	29.07	248.54	42.33	44.66	169.65	177.05	
	基準値	30.08	288.36	37.80	115.04	250.24		
# <u></u>	設備項目	空気調和設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用 効率化設備	
共同住宅等の 共用部分(※6)	設計値							
У (У ПЗ ЦГУЗ (УКО)	基準値							

^(※5) 非住宅の評価手法がモデル建物法の場合は、「設計値」にBEI値が表示されます。また、「設備項目」に「エネルギー利用効率化設備」とあるのは「太陽光発電設備」となります。

参考情報

- ■二次エネルギー消費量に関する項目(※7)
- ・設計二次エネルギー消費量

太陽光発電による削減量 (※8): 1,903 kWh/年 コージェネレーションによる削減量 (※9) : 0 kWh/年

電力 (買電量) (**10) : 5,330 kWh/年 ガス: 3,569 MJ/年 灯油: 0 MJ/年

・基準二次エネルギー消費量 (※11)

電力 : 9,093 kWh/年 ガス: 4,487 MJ/年 灯油: 0 MJ/年

- (※ 7) 申請対象部分に住宅部分(共用部分を除く)が含まれ、かつ WEB プログラム Ver.2.4.2 以降の計算結果が提出された場合に表示されます。
- WEB プログラムとは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」をいいます。
- (※ 8) 太陽光発電による発電量のうち、売電を除く自己消費量をいいます。
- (※ 9) コージェネレーションによる発電量をいいます。
- (※10) 総電力から、(※8) 及び(※9) を差し引いた電力をいいます。
- (※11)基準二次エネルギー消費量は、Jクレジット制度方法論番号 EN-5-039 Ver.4.0「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」に基づき算出しています。

■特記事項補足

・該当項目なし

■その他の項目(申請者からの情報提供に基づいて記載した事項であり、評価に基づくものではありません。)

Ver.22.10.03

^{(※6)「}エネルギー利用効率化設備」の「太陽光発電設備」は自己消費量を対象としています。